

伊豆の国市いじめの防止等のための基本的な方針



平成 26 年 3 月

伊豆の国市教育委員会

(改定 平成 30 年 3 月)

目次

はじめに

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) いじめの早期発見・早期対応・・・・・・・・・・ 3
 - (3) 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2 いじめの防止等のための対策

- 1 市・市教育委員会実施すること・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 組織の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) いじめの防止等のための対策・・・・・・・・・・ 5
- 2 学校が実施すべきこと・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 組織の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) いじめの防止等のための対策・・・・・・・・・・ 7
- 3 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 学校の設置者又は学校による対処・・・・・・・・ 9

— はじめに —

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。平成25年9月には、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

これらを受け本県では、平成26年3月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、平成28年に12月には「静岡県子どもいじめ防止条例」を策定するなど、いじめ問題の克服に向けて、社会総がかりで取り組んできました。このたび、国が平成29年3月14日に「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定したことを受け、関係諸機関との連携のもと、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂されました。

本県の基本的な方針は、いじめの問題への対策を、子どもを含めて社会総がかりで進め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関の連携等をより深めるため、基本的な考え方や組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用についてまとめられています。本市の基本的な方針については、この静岡県の基本的な方針に準ずる形でまとめてあります。

各学校においては、実情に応じて、本市の基本的な方針や「いじめ対応マニュアル」を参考にしながら、改めてより実効性のあるいじめ防止等のための基本的な方針を策定していただくようお願いいたします。

平成30年3月
伊豆の国市教育委員会

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」

子ども、保護者、教職員、地域住民等、すべての人の願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

（※「児童等」とは、児童生徒のことです。）

（※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。）

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいるなど、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない子どもがいることにも気をつける必要があります。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。

いじめを受けた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

(1) いじめの未然防止 —健やかでたくましい心を育む—

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人が自分と他人を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自

尊感情)を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。

地域においては、きまりを守ろうとする意識(規範意識)や互いを尊重する感覚(人権感覚)を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめを早期に発見し、適切に対応することが重要です。家庭や地域・学校が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

○ 早期発見 ―いじめはどの子どもにも起こりうる―

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、家庭や地域・学校が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、定期的なアンケート調査を実施したり、子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握し、いじめの発見に努めることが大切です。

○ 早期対応 —いじめを受けた子どもの立場に立って組織的に—

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められます。

いじめを受けた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要です。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要になります。

(3) 関係機関等との連携 —専門家とつながる—

いじめの問題に家庭、地域、学校の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、**関係機関と連携**することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

- ・ 警察、児童相談所、医療機関などの相談機関等に応じた実施
- ・ 県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関への周知

第2 いじめの防止等のための対策

1 市・市教育委員会が実施すること

市・市教育委員会は、いじめ防止対策について必要な措置を講じます。また、学校におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよう必要な指導や支援を行います。

(1) 基本方針の策定

市・市教育委員会は、「伊豆の国市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定します。策定した本市の基本的な方針については、適宜見直しを行うなど、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な措置を講じます。また、市及び設置する学校におけるいじめ防止基本方針については、策定状況を確認します。

(2) 組織の設置

ア いじめ問題対策連絡協議会

市・市教育委員会は、関係機関及び諸団体との連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を設置します。

- ・学校、市教育委員会、人権擁護委員、保護司、警察その他の関係者で構成します。
- ・連絡協議会での連携が、学校におけるいじめの防止等にも活用されるよう、市教育委員会と連携します。

イ 市教育委員会の附属機関

市教育委員会は、いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもと、以下に示すような機能を持つ附属機関を設置します。

- ・市教育委員会の諮問に応じ、調査研究等、有効な対策を検討します。
- ・学校におけるいじめの通報や相談、重大事態の発生を受け、第三者的立場から対処します。

なお、附属機関には弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性の確保に努めます。

(3) いじめの防止等のための対策

市・市教育委員会は次の取組をします。

ア いじめの未然防止

(7) 教職員の資質向上、教職員の配置、外部人材への協力依頼

- ・心理、福祉の専門家を活用した研修やいじめ対応マニュアルを使った研修を推進するなど、教職員の資質向上に取り組みます。
- ・生徒指導に係る体制の充実のため、支援員等の配置拡大に努めます。
- ・必要がある場合、心理、福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、教育相談に応じる者や、教員経験者、警察官経験者などの

外部人材に協力を求めます。

(イ) 対策の状況把握及び情報提供

- ・いじめ防止対策の状況を把握し、組織的な取り組みの確立に向けた支援をします。
- ・いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめに係る相談制度や救済制度相談窓口等について、必要な情報提供を行います。

(ウ) 学校運営の改善への支援

教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校における業務の効率化を図るなど、学校運営の改善を支援します。

イ いじめの早期発見・早期対応

(ア) 早期発見・早期対応のための体制整備

いじめに関する相談や通報を受ける体制を整備するとともに、いじめを受けた子どもと、いじめを行った子どもが同じ学校に在籍していない場合には、学校間の連携協力体制を構築します。

また、インターネットを通じたいじめに対処するため、情報モラルに関する研修の実施など、学校に対する支援を推進します。

(イ) いじめの報告を受けた際の措置

学校からいじめの事案について報告を受けたときは、必要に応じて学校に対する支援や指示又は自ら必要な調査を行います。

(ウ) 出席停止制度の適切な運用

市教育委員会は、出席停止制度について適切な運用を図ることができるよう、必要に応じて指導・助言又は援助を行います。

ウ 関係機関等との連携

いじめ問題対策連絡協議会等を通じて、警察、児童相談所等の関係機関、家庭、地域、学校との連携を強化します。

2 学校が実施すべきこと

学校は、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、市教育委員会と連携の上、実情に応じた対策を推進することが求められます。

(1) 基本方針の策定

学校は、国及び市のいじめの防止等のための基本的な方針を参考にして、学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定めます。

学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、例えば、PTAや地域の関係団体に意見を求めたり、子どもの意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるよ

う努めます。

また、策定後は、ホームページ等で公表するとともに、いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価や市「いじめ問題への取組についてのチェック」等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討する必要があります。

(2) 組織の設置

学校は、組織的かつ実効的にいじめの防止等に取り組む中核となる常設の組織を置きます。

- ・ 構成員は、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導主任・主事、学年主任、養護教諭などが想定されます。必要に応じて、学級担任や部活動顧問等、関係の深い教職員を追加したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心理・福祉の専門家など外部専門家に協力を求めたりして対応することが求められます。
- ・ 情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行う必要があります。また、いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担うことが求められます。その際、既存の組織を活用することも可能です。
- ・ いじめを受けた子どもを徹底して守り通し、いじめを迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを周知する必要があります。

(3) いじめの防止等のための対策

ア いじめの未然防止

(ア) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ることが必要です。

(イ) 子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や児童会・生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが必要です。

(ウ) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発することが必要です。

(エ) 配慮を必要とする子どもへの支援

学校として特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。

(オ) 教職員の資質向上

学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図ります。

イ いじめの早期発見・早期対応

(ア) いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見または相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を怠ることのないように、学校として、いじめの情報共有の手段や情報共有すべき内容を明確に定めておく必要があります。

(イ) 子どもの実態把握

子どもに対する日常的な観察を基盤に、学校いじめ対策組織のもとで定期的なアンケート調査等を行い必ず複数の目による見立てを行う必要があります。

(ウ) 相談体制の整備

- ・ 心理・福祉に関する専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備することが求められます。
- ・ いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守る必要があります。

(エ) 学校のいじめに対する措置

- a いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行うとともに、その結果を設置者に報告することが必要です。
- b いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理・福祉に関する専門であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う必要があります。
- c 必要に応じて、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにする必要があります。
- d いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとることが求められます。
- e いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3カ月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状

態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要です。

- f いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める必要があります。

(オ) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができます。

ウ 関係機関等との連携

- ・ 日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応することが必要です。
- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むことが大切です。

3 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による対処

ア 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

- (ア) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 子どもが自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合等

- (イ) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき。
あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。

- (ウ) 子どもや保護者から、いじめにより重大事態に至ったと申立てがあったとき。

イ 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、設置者の判断のもと、伊豆の国市いじめ問題対策連絡協議会等条例の規定に基づいて、速やかに設置者又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐべきではありません。調査は、網羅的明確に行い、調査方法は、子どもや教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査などが考えられます。なお、子どもの入院や死亡など、いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

ウ 情報の提供

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

エ 設置者の姿勢

学校が調査及び情報の提供を行う場合、学校の設置者は必要な指導及び支援を行います。

オ 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観をもった取材等）が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要があります。

参考資料等

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- ・いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
- ・静岡県いじめ対応マニュアル（平成25年静岡県・市町教育委員会代表者会発行）
- ・生徒指導提要（平成22年文部科学省発行）
- ・生徒指導リーフシリーズ（平成24、25、26、27年国立教育政策研究所発行）
- ・生徒指導リーフ 増刊号 いじめのない学校づくり 「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A Leaves. 1（平成25、26年国立教育政策研究所発行）
- ・生徒指導支援資料（平成21、22、23、25、27、28年国立教育政策研究所発行）
- ・人間関係づくりプログラム（平成20、28年静岡県「人間関係づくりプログラム」作成委員会発行）
- ・静岡県人権教育の手引き 指導の在り方と人権学習（平成23年静岡県教育委員会発行）
- ・静岡県人権教育の手引き 様々な人権問題と人権学習（平成24年静岡県教育委員会発行）
- ・静岡県人権教育の手引き 子どもたちの笑顔のために一人権が尊重される学校づくりを目指して―（平成25年静岡県教育委員会発行）
- ・静岡県人権教育の手引き 子どもたちの笑顔のために―参加体験型人権学習・個別の人権問題!?―（平成26年静岡県教育委員会発行）
- ・静岡県人権教育の手引き 子どもたちの笑顔のために―実践学習編―（平成27年静岡県教育委員会発行）
- ・静岡県人権教育の手引き 想像しよう・共感しよう―実践学習編―（平成28年静岡県教育委員会発行）
- ・静岡県のケータイ・スマホルール（平成25年静岡県教育委員会発行）
- ・地域の青少年声掛け運動のしおり（平成24年静岡県発行）
- ・静岡県いじめの防止等のための基本的な方針（平成26年3月、改訂平成30年3月）